

議案第 59 号

さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市食品衛生法施行条例（平成 14 年さいたま市条例第 100 号）の一部を
次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(情報の提供及び報告) 第 8 条 [略] 2 [略] 3 <u>営業者は、消費者等から、製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生及び異物の混入に係る苦情その他の苦情であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、市の保健所等へ速やかに報告しなければならない。</u>	(情報の提供及び報告) 第 8 条 [略] 2 [略]

附 則

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。